

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島
被告 株式会社早稲田自動車学園

第3準備書面

平成26年7月22日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

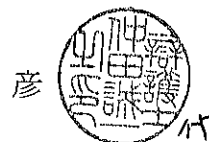
原告訴訟代理人弁護士

山田延



同

原田武彦



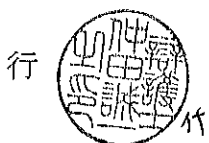
同

風呂橋誠



同

工藤勇行



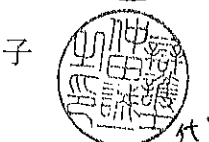
同

仲田誠一



同

谷本素子



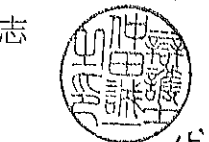
同

松岡幸輝



同

松岡正志



第1 被告の主張する現在の運用に対する原告の意見

- 1 原告は、本件提訴後に、被告が、原告の指摘を踏まえて、数度にわたって自動車教習契約の中途解約条項等を改訂したことについては、一定程度、評価しているし、改訂後の条項については、現時点で、消費者契約法に違反するとは考えていない。
- 2 しかし、被告の主張を前提としても、現行の「中途解約返金事務処理規定」(乙19の4の3の1～6)が消費者に交付されていない点及び被告ウェブサイトの記載が改善に伴って更新されていない点からすると、旧条項による意思表示の停止、従前の契約書類等の廃棄、従業員への周知徹底等がなされていることについては、いまだ明確とはいえないと考えている。
- 3 被告の主張する現在の契約書類等が適切に運用されていることが客観的に明らかとなって初めて、再発のおそれもなくなり、本件訴訟の目的は達成されたと評価できるのである。

第2 運用の確認方法について

- 1 被告は、職員の陳述により現在の運用状況を明らかにする予定のようである。もちろん、これに意味がないことはないが、方法として迂遠であるし、客観的にもいい難い。原告は、現在の運用状況の客観的な確認方法としては、被告のウェブサイトに当該運用を掲載する方法が妥当であると考え。これは、次に述べるように、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会(以下「全指連」という。)の指導内容にも合致している。
- 2 (1) 原告は、全指連に対し、現在の自主行動基準の内容、中途解約条項に関するガイドラインの策定予定及び全指連の会員等に対するこれまでの指導内容について照会を行った。甲第12号証として提出するのがその回答書である。
(2) 回答書第4項のとおり、全指連は、中途解約の場合における料金の払戻しについて表示規約の遵守を指導している。その内容は、回答書別添2の平成23年2月7日付け「途中解約の場合における料金の払戻しについて」と題

する発出書面のとおりであり、「教習所内及びチラシ等による教習公告においては、『途中解約の場合における料金の払戻しに関する事項』を必ず表示すること」とされている（甲12・5枚目）。

(3) 甲第13号証は、上記(2)の指導において引用されている指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約（以下「表示規約」という。）及び同施行規則である。これによると、表示規約における「表示」には「インターネット、パソコン通信等情報処理の用に供する機器による広告」が含まれ（表示規約2条4項3号）、同広告は「チラシ等」に該当する（同条5項）。

(4) したがって、全指連の指導によれば、被告は、そのウェブサイトにおいて、「途中解約の場合における料金の払戻しに関する事項」を必ず表示しなければならない（表示規約5条6号参照）。そして、表示規約3条によれば、「料金その他教習にかかわる事項についての表示に当たっては、可能な限り詳細かつ正確な情報を提供し、教習生の募集に係る表示の透明性の確保に努める」ことが事業者の責務とされている。

(5) 被告は、従前より全指連の指導に従っていることを繰り返し強調しているのであるから、上記指導に則り、そのウェブサイトに「可能な限り詳細かつ正確な途中解約の場合における料金の払戻しに関する事項」を表示することに何ら支障はないはずである。被告は、「ウェブサイトに中途解約の定めを明記することまで『強制される』いわれはない」（平成26年3月3日付け被告準備書面4頁、乙20・7頁参照）と主張して頑なにこれを拒むが、その態度は理解し難い。

第3 請求の趣旨について

貴庁の求釈明により請求の趣旨の再検討を行うべく、他の適格消費者団体等から過去の裁判資料を収集している。今しばらく猶予をいただきたい。

以上

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島
被告 株式会社早稲田自動車学園

証拠説明書

平成26年7月22日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

原告訴訟代理人弁護士 仲田 誠 一

外7名



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲12	照会書(平成26年5月22日付)に対する回答について	写し H26.6.5	全指連	①回答日現在の「消費者契約に関する暫定的な自主行動基準」の内容 ②中途解約条項に関するガイドラインが策定に至っていない事実 ③中途解約の場合における料金の払戻しについて、表示規約の遵守等が指導された事実
甲13	ウェブページ(表示規約及び同施行規則)	写し H26.6.11 (印刷日)	指定自動車教習所公正取引協議会	①表示規約における「表示」にインターネット等による広告が含まれ、同広告が「チラシ等」に該当すること(2条) ②チラシ等による教習広告に「途中解約の場合における料金の払戻しに関する事項」を明りょうに表示しなければならないこと(5条) ③教習事項の表示に当たり「可能な限り詳細かつ正確な情報を提供」するのが事業者の責務であること(3条)